

軽自動車税の環境性能割について

令和元年10月1日の地方税法の改正により自動車取得税（県税）が廃止され、新たな「環境性能割」が軽自動車税（市税）の中に追加されました。

環境性能割は取得時に賦課され、徴収は、愛知県が行います。
また、環境性能割の導入に併せて、従来の軽自動車税は令和2年4月1日から「種別割」に名称が変わりました。

環境性能割の計算方法

軽自動車税（環境性能割）は、三輪以上の軽自動車の売買等の取得価額に対して課税され、車両の環境負荷の低減程度に応じ、次のとおり算出されます。

$$\text{取得価額} \times \text{環境性能割の税率} = \text{軽自動車税（環境性能割）の税額}$$

車種	用途	燃費性能		税率	
		令和6年1月1日～	令和7年4月1日～	自家用	営業用
電気軽自動車 天然ガス軽自動車				非課税	非課税
ハイブリッド車	乗用	令和12年度燃費基準 80%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成			
		令和12年度燃費基準 70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	令和12年度燃費基準 75%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準 60%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	令和12年度燃費基準 70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	2%	1%
		上記以外			2%
	貨物	令和4年度燃費基準 + 5%達成		非課税	非課税
		令和4年度燃費基準		1%	0.5%
		令和4年度燃費基準 95%達成		2%	1%
		上記以外			2%

※ガソリン車は、★★★★マーク（平成30年排出ガス基準値50%低減達成車
または平成17年排出ガス基準値75%低減達成車）に限ります。